

令和5年度 第1回

三種町情報公開・個人情報保護審査会議案

令和6年2月14日提出

日 時 令和6年2月14日（水）
午後1時30分

場 所 三種町役場本庁 第1会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 審 議

諮問第21号 三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について【新規】
(主管課等：総務課)

4 報 告

令和4年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

5 そ の 他

6 閉 会

三種町情報公開・個人情報保護審査会委員

任期：令和4年12月7日～令和6年12月6日

(50音順、敬称略)

分野	氏名	摘要
福祉	いとう まこと 伊藤 誠	元三種・八峰養護老人ホーム組合施設長
法曹	おおば ひでとし 大庭 秀俊	白神法律事務所 弁護士
地域団体	こだま ようぞう 小玉 陽三	元天瀬川自治会長
行政経験者	さくらだ えつろう 桜田 悦郎	元町総務課長
学識経験者	たなか せいいち 田中 誠一	元（公）秋田県食品衛生協会専務理事
人権	なりた たかみち 成田 隆道	人権擁護委員

諮問第 2 1 号

三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について

(主管課等：総務課)

三種町個人情報保護事務取扱要領を制定することに関し、三種町長から令和 5 年 1 月 25 日付けで三種町個人情報保護法施行条例（令和 5 年三種町条例第 1 号）第 8 条第 3 号の規定に基づく諮問を受けたので、審議に付する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 大 庭 秀 俊

1 諮問概要

令和 3 年改正個人情報保護法が、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体でも施行されたことに伴い、個人情報保護制度の運用に関する要領を制定する必要があることから、その内容について審査会に意見を求める。

2 提出資料

- (1) 諮第 2 1 - 1 諮問書（令和 5 年 1 月 25 日付け三種総発一 8 3 9）
- (2) 諮第 2 1 - 2 三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について（別紙 1）

三種総発—839

令和5年12月25日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会長 大庭 秀 俊 様

三種町長 田 川 政 幸



三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について（諮問）

令和3年改正の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が、令和5年4月1日から地方公共団体について施行されていますが、当町の個人情報保護制度の運用に関して所要の対応を講ずる必要が生じております。

ついては、三種町個人情報保護法施行条例第8条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問事項

改正後の個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護制度運用のための指針としていた三種町個人情報保護事務取扱要領が廃止されたため、現在の制度に対応した事務取扱要領を新たに制定することを検討しているので、その当否について意見を求めます。

別紙1

三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について

1 制定趣旨

令和3年改正の個人情報保護法（以下「改正法」という。）が令和5年4月1日から施行されており、個人情報保護制度の運用にあたり事務の取扱いに関するマニュアルを定める必要があることから、本要領を制定するものである。

なお、改正法施行前の三種町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の運用に関して同名の要領を制定しており、旧条例と改正法の内容に大きな乖離が無かったことから、廃止された要領を基に、改正法の内容に即した改正を加え作成したものである。

2 主な改正箇所

(1) 個人情報ファイル（法第60条、第75条関係）

所管課による個人情報ファイルの作成と、1,000人以上のものについて総務課が個人情報ファイル簿を作成、公表する規定を追加した。

(2) 漏えい等の報告（法第68条関係）

保有個人情報の漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知に関する規定を追加した。

(3) 郵送による開示請求（法第76条関係）

郵送による請求を認めないことは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められない（個人情報保護委員会の事務対応ガイドによる。）ことから、郵送による開示請求に関する規定を追加した。

(4) 事案の移送（法第85条関係）

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など、他の行政機関において開示決定等を行うことに正当な理由があるときは事案の移送が可能であることから、規定を追加した。

(5) 口頭による情報提供（法第69条関係）

口頭による開示請求は認められていないが、要件を満たす場合は本人からの求めに応じ情報提供が可能であることから、規定を追加した。

なおこれに該当するものとして、職員採用試験における成績開示を想定している。

(6) 死者に関する情報の開示請求

旧条例施行時も、開示請求者自身の個人情報と見なせる場合は開示請求者の個人情報として取り扱う運用をしていたが、改正法施行により死者の情報について規定していた取扱要領及び三種町個人情報保護事務の手引が廃止

されたため、今回制定する取扱要領に改めて規定するとともに、関連する様式と別表を追加した。

なお上記の規定、様式及び別表に関しては、令和３年６月に三種町情報公開・個人情報保護審査会への諮問、答申を経て改正した旧条例施行時の要領と同一の内容としている。

報 告

令和4年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

1 情報公開制度

(1) 公開請求

請求件数	取下	決定件数	決 定 内 容					
			全部公開	部分公開	非 公 開			却下
					非公開	不存在	拒否 存否応答	
2	—	2	2	—	—	—	—	—

※決定件数の内訳 町長部局 2

(2) 審査請求（不服申立て） なし

2 個人情報保護制度

(1) 開示請求

請求件数	取下	決定件数	決 定 内 容					
			全部開示	部分開示	非 公 開			却下
					非開示	不存在	拒否 存否応答	
3	—	3	1	1	—	1	—	—

※決定件数の内訳 町長部局 3

(2) 訂正、利用停止請求 なし

(3) 審査請求（不服申立て） なし

(4) 取扱いに係る苦情の申出 なし

その他

改正個人情報保護法施行後の対応と、今後対応が必要となる事項

1 施行に伴い実施した対応

(1) 関係例規の整備

- ・三種町個人情報保護法施行条例（令和5年三種町条例第1号）制定
 - ・三種町個人情報保護法施行細則（令和5年三種町規則第14号）制定
 - ・三種町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年三種町条例第3号）一部改正
 - ・三種町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三種町条例第16号）制定（主管課等：議会事務局）
- 令和4年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会での審議を経て整備済み。

(2) 町民への周知

町HPへ新個人情報保護制度の概要と請求案内を掲示。
同じく町HPにて対象者1,000人以上の個人情報ファイル簿を公表。

(3) 職員向け研修

会計年度任用職員を含む全職員を対象とした研修を9月に開催。
講師：(株)ぎょうせい研究員
内容：改正個人情報保護法の概要と安全管理措置について

2 本日の審査会での審議を経て実施する事項

(1) 三種町個人情報保護事務取扱要領の制定

3 今後対応が必要となる事項

(1) 安全管理措置

『行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。』（個人情報保護法第66条第1項）

措置の内容（個人情報保護委員会作成事務対応ガイドより）

- ・組織的安全管理措置→組織体制（漏えい等の事案に対応する体制）の整備、監査、点検の実施と措置の見直し
- ・人的安全管理措置→従事者の教育、研修
- ・物理的安全管理措置→取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難防止や廃棄に関する措置等
- ・技術的安全管理措置→外部不正アクセス、情報システム使用に伴う漏えい等の防止策

(2) サイバーセキュリティ対策との連携

事務のデジタル化が進むなか、(1)に掲げる措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要となる。取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

(3) 委託先の監督

行政機関内部だけにとどまらず、保有個人情報を取り扱う業務を民間業者へ委託する場合は、行政機関等として講ずべき安全管理措置として、委託先との契約において安全管理措置のため必要な条項（委託先における情報管理、再委託先、監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

これらの取り組みを実施するため、個人情報保護委員会が定めた『行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針』に基づく内部規程の整備が必要となる。制定に当たっては、策定済みの『三種町情報セキュリティポリシー』と一部内容の重複が想定されるため、関係部署との調整が必要。